

休日の戸籍届出について(ご確認ください)

土日祝祭日や年末年始などで役場が閉まっているときの戸籍届出について お知らせします。

《死亡届》

届出期間・・・死亡の事実を知った日から7日以内

休日に死亡届を出される場合は、来庁する前に必ず役場（☎ 79-2111）へご連絡ください。連絡を受けた担当職員が対応いたします。

また、死亡届の受理と同時に、火葬の許可申請もしていただきますので、あらかじめ、火葬日時の予定（死亡時刻から24時間経過後の時刻）をご親族でご相談のうえ、おいでください。

ただし、1月1日（日）は火葬ができませんのでご了承ください。

※届出日の翌日に火葬を希望される場合は、午前8時30分～午後3時までに届出をしてください。

午後3時以降に死亡届を出された場合は、その翌日の火葬はできませんのでご了承ください。

※原則として、届出をしたその当日の火葬はできませんのでご了承ください。

(注) 届出人（死亡者の親族など）以外の方が届書を持参してもかまいません。

その場合は、死亡届左下の届出人欄に、届出人ご本人から署名をいただいてください。

《死亡届以外の戸籍届》

休日に出された届書は、宿直室でお預かりすることになります。お預かりした届書は、翌開庁日（休みあけの日）に審査をして正式に受理することになります。なお、受理日は、届書をお預かりした日になります。

「届書」および「添付書類」に不足等があった場合には、届出人の方に電話または郵便で問い合わせをさせていただきます。その結果によっては、再度戸籍担当窓口に来ていただく場合もあります。

とくに、婚姻届・離婚届を出される場合は、平日に事前審査を受けられることをおすすめします。「届書」に不備等があり、届出人にも連絡がとれない場合は、受理できないことになります。

◎「婚姻」、「離婚」、「養子縁組」、「養子離縁」、「転籍」、「入籍」の届出をする際、本人が戸籍担当窓口に来庁しなかった場合は、後日、本人あてに届出があつたことをお知らせする文書を送ります。

※届出の記載が済んだ戸籍謄抄本がすぐに必要なときは、電話で記載が済んでいるかを確認してください。

【お問い合わせ先】藤里町 町民課（戸籍担当）☎ 79-2113（内線147）

忘れていませんか？お口の健康

～歯科検診のご案内～

◎無料で受診できるのは、令和5年1月31日までです！

【対象者】 40歳：昭和57年4月1日～昭和58年3月31日
 45歳：昭和52年4月1日～昭和53年3月31日
 50歳：昭和47年4月1日～昭和48年3月31日
 55歳：昭和42年4月1日～昭和43年3月31日
 60歳：昭和37年4月1日～昭和38年3月31日
 65歳：昭和32年4月1日～昭和33年3月31日
 70歳：昭和27年4月1日～昭和28年3月31日
 75歳以上：受診日当日75歳以上の方

【医療機関】 藤里町営歯科診療所

【受診方法】 予約が必要です。歯科診療所へ直接お申し込みください。

歯医者に最後に行ったのはいつですか？

40歳以降、急速に歯が失われる原因が「歯周病」です。

痛みがなく、気づいた時には症状がかなり進行していることが多いので注意が必要です。

ぜひ！歯科検診の受診をお勧めします。

【お問い合わせ先】 藤里町歯科診療所

☎ 79-1330

藤里町町民課 健康推進係

☎ 79-2113

藤里町グラウンドゴルフ同好会が受賞

12月1日に「元気なふるさと秋田づくり顕彰事業」の表彰式が山本地域振興局で行われ、藤里町からは「藤里町グラウンドゴルフ同好会」が受賞しました。

本事業は、能代山本地域において、自主的・主体的な地域づくり活動を継続している個人・団体を表彰することにより、活力ある地域づくり活動に対する気運の醸成と普及・推進を図ることを目的とし、秋田県が毎年開催しています。

本事業の詳細につきましては、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課 企画財政係

☎ 79-2111